屋久島	屋久島　口永良部島	鹿児島県	屋久島町
三島	竹島　硫黄島　黒島	鹿児島県	三島村
吐噶喇列島	口之島　中之島　諏訪之瀬島　平島　悪石島 小宝島　宝島	鹿児島県	十島村

政令

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽

平成二十八年四月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八号

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十七年政令第四百三号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「同令」を「令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条　第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成二十九年四月二十九日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項及び会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三中「平成二十六年度における」を「平成二十七年度から平成三十二年度までの各年度における」に改め、同条第一号中「第三号」の下に「及び次条」を加え、「平成二十六年度の」を「当該各年度の」に、「平成二十六年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」を「東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」に改め、同条第二号中「平成二十六年度の」を「当該各年度の」に、「平成二十六年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」を「当該各年度の東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」に改め、同条第四号中「平成二十六年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」を「当該各年度の東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」に改め、同条第五号中「平成二十六年度復興税外収入予算額」を「当該各年度の復興税外収入予算額」に改める。

附則第十条中「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）」を「復興財源確保法」に、「第二条第二項」を「第三条第二項」に、「平成二十四年度から平成二十七年度まで」を「平成二十八年度から平成三十二年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第二項の規定により平成二十八年四月一日以後発行される公債に係る収入であつて平成二十七年度所属の歳入とされるものについては、この政令による改正前の予算決算及び会計令附則第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」とあるのは、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三